

# 知的障害者居宅介護等事業 いいたてヘルパーステーション

# ご利用案内

(H18.4.1)

## 1. 事業の目的

知的障害者居宅介護等事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者が、利用者に対し、適正な居宅介護を提供する。

## 2. 運営方針

- ① 事業所の居宅介護等は、障害者の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者のみならず、その家族を対象に介護援助方法を提供し、家庭介護の一部を担う。

## 3. いいたてヘルパーステーションの概要

### (1) 事業所の名称及び所在

名 称	住 所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	知的障害者居宅介護等事業(福島県 07000200187113)
実 施 地 域	飯舘村(地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)	

### (2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管 理 者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	サービス提供責任者 (利用者の調整、介護計画作成)	1人	介護職員 (身体介護及び家事援助)	6人
------------------------	------------	------------------------------	----	----------------------	----

### (3) 営業時間

月曜日～土曜日(祭日でも営業)	午前8:30～午後5:30(但し、時間外であっても必要に応じますのでご相談下さい。)
休 日	日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 4. サービス内容

### (1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事摂取が困難な利用者に対して介助を行います。
- ② 入浴介助・・・寝たきり等及び障害があるため入浴が困難な利用者に対して入浴の介助を行います。
- ③ 排泄介助・・・おむつ等の利用者の排泄介助や尿意のある利用者のトイレ誘導を行います。
- ④ 清 拭・・・諸事情により入浴が困難な利用者に対して身体の清拭を行います。
- ⑤ 体位交換・・・寝たきりのための床ずれ等の恐れがある場合や予防のための体位交換を行います。

### (2) 家事援助

- ① 買 物・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により買出しに行けない場合、利用者に代わり買物を行います。
- ② 調 理・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により調理ができない場合、利用者に代わり調理を行います。
- ③ 掃 除・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により掃除ができない場合、利用者に代わり掃除を行います。
- ④ 洗 濯・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により洗濯ができない場合、利用者に代わり洗濯を行います。

### (3) 移動介護・・・外出及び活動等社会参加のために外出する場合、移動のための介護を行います。

※ 事業者及び介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

## 5. 利用者負担額及び実費負担額

(1) ご利用できる方：障害者福祉サービス受給者証を交付されている方。(市町村から交付されます。)

(2) 利用料金(1日あたり)

	30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1.5時間未満		以後30分	
	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担
身体介護	2,300円	230円	4,000円	400円	5,800円	580円	820円	82円
家事援助	800円	80円	1,500円	150円	2,250円	225円	750円	75円

- ① やむを得ない事情があり、且つ利用者の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ② 実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

## 6. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者に様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

(1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者(市町村)・利用者のご家族・居宅介護支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。

(2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

## 8. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることできます。)

管 理 者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	第 三 者 委 員	山田 義忠	0244-42-0198	
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者	渡邊志津子	0244-42-1700	井上 千枝	0244-42-0791	渡邊 守男	0244-43-2377
苦情解決責任者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	佐藤 正幸	0244-43-2403	森 ヒデヨ	0244-42-0315

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口 飯舘村役場 保健福祉課 (電話 0244-42-1620)

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。 TEL 0244-42-1700

# 身体障害者居宅介護等事業 いいたてヘルパーステーション

# ご利用案内

(H18.4.1)

## 1. 事業の目的

身体障害者居宅介護等事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者が、利用者に対し、適正な居宅介護を提供する。

## 2. 運営方針

- ① 事業所の居宅介護等は、障害者の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者のみならず、その家族を対象に介護援助方法を提供し、家庭介護の一部を担う。

## 3. いいたてヘルパーステーションの概要

### (1) 事業所の名称及び所在

名称	住所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	身体障害者居宅介護等事業(福島県 07000200187114)
実施地域	飯舘村(地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)	

### (2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管理者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	サービス提供責任者 (利用者の調整、介護計画作成)	1人	介護職員 (身体介護及び家事援助)	6人
----------------------	------------	------------------------------	----	----------------------	----

### (3) 営業時間

月曜日～土曜日(祭日でも営業)	午前8:30～午後5:30(但し、時間外であっても必要に応じますのでご相談下さい。)
休日	日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 4. サービス内容

### (1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事摂取が困難な利用者に対して介助を行います。
- ② 入浴介助・・・寝たきり等及び障害があるため入浴が困難な利用者に対して入浴の介助を行います。
- ③ 排泄介助・・・おむつ等の利用者の排泄介助や尿意のある利用者のトイレ誘導を行います。
- ④ 清拭・・・諸事情により入浴が困難な利用者に対して身体の清拭を行います。
- ⑤ 体位交換・・・寝たきりのための床ずれ等の恐れがある場合や予防のための体位交換を行います。

### (2) 家事援助

- ① 買物・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により買出しに行けない場合、利用者に代わり買物を行います。
- ② 調理・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により調理ができない場合、利用者に代わり調理を行います。
- ③ 掃除・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により掃除ができない場合、利用者に代わり掃除を行います。
- ④ 洗濯・・・一人暮らしや老夫婦、身体状況等により洗濯ができない場合、利用者に代わり洗濯を行います。

### (3) 移動介護・・・外出及び活動等社会参加のために外出する場合、移動のための介護を行います。

### (4) 日常生活支援・・・身体介護、家事援助及び見守り等の支援を行います。

※ 事業者及び介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

## 5. 利用者負担額及び実費負担額

### (1) ご利用できる方：障害者福祉サービス受給者証を交付されている方。(市町村から交付されます。)

### (2) 利用料金(1日あたり)

	30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1.5時間未満		以後30分	
	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担
身体介護	2,300円	230円	4,000円	400円	5,800円	580円	820円	82円
家事援助	800円	80円	1,500円	150円	2,250円	225円	750円	75円

- ① やむを得ない事情があり、且つ利用者の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ② 実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

## 6. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者様へ様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

(1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者(市町村)・利用者のご家族・居宅介護支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。

(2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

## 8. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることできます。)

管理者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	第三者委員	山田 義忠	0244-42-0198	
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者	渡邊志津子	0244-42-1700	井上 千枝	0244-42-0791	渡邊 守男	0244-43-2377
苦情解決責任者	施設長	三瓶 政美	0244-42-1700	佐藤 正幸	0244-43-2403	森 ヒデヨ	0244-42-0315

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口 飯舘村役場 保健福祉課 (電話 0244-42-1620)

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。 TEL 0244-42-1700

# 児童居宅介護等事業 ご利用案内

## いいたてヘルパーステーション

(H18.4.1)

### 1. 事業の目的

児童居宅介護等事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者が、利用者に対し、適正な居宅介護を提供する。

### 2. 運営方針

- ① 事業所の居宅介護等は、児童の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者のみならず、その家族を対象に介護援助方法を提供し、家庭介護の一部を担う。

### 3. いいたてヘルパーステーションの概要

#### (1) 事業所の名称及び所在

名 称	住 所	介護保険指定番号
いいたてヘルパーステーション	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	児童居宅介護等事業（福島県 07000300187112）
実 施 地 域	飯舘村（地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。）	

#### (2) 職員の職種及び員数、(職務内容)

管 理 者 (施設の維持、管理・運営)	1人 (兼務)	サービス提供責任者 (利用者の調整、介護計画作成)	1人	介護職員 (身体介護及び家事援助)	6人
------------------------	------------	------------------------------	----	----------------------	----

#### (3) 営業時間

月曜日～土曜日（祭日でも営業）	午前8：30 ～ 午後5：30（但し、時間外であっても必要に応じますのでご相談下さい。）
休 日	日・年末年始（12月29日～1月3日）

### 4. サービス内容

#### (1) 身体介護

- ① 食事介助・・・食事摂取が困難な利用者に対して介助を行います。
- ② 入浴介助・・・身体等及び障害があるため入浴が困難な利用者に対して入浴の介助を行います。
- ③ 排泄介助・・・おむつ等の利用者の排泄介助や尿意のある利用者のトイレ誘導を行います。
- ④ 清 拭・・・諸事情により入浴が困難な利用者に対して身体の清拭を行います。

#### (2) 家事援助

- ① 買 物・・・身体状況等により買出しに行けない場合、利用者に代わり買物を行います。
- ② 調 理・・・身体状況等により調理ができない場合、利用者に代わり調理を行います。
- ③ 掃 除・・・身体状況等により掃除ができない場合、利用者に代わり掃除を行います。
- ④ 洗 濯・・・身体状況等により洗濯ができない場合、利用者に代わり洗濯を行います。

#### (3) 移動介護・・・外出及び活動等社会参加のために外出する場合、移動のための介護を行います。

※ 事業者及び介護職員は、サービスを提供するうえで、利用者及びその家族の知り得た情報等を正当な理由なく第三者には漏らしません。またこの守秘義務は契約終了後も同様に厳守いたします。

### 5. 利用者負担額及び実費負担額

(1) ご利用できる方：障害者福祉サービス受給者証を交付されている方。（市町村から交付されます。）

(2) 利用料金（1日あたり）

	30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1.5時間未満		以後30分	
	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担	利用料金	本人負担
身体介護	2,300円	230円	4,000円	400円	5,800円	580円	820円	82円
家事援助	800円	80円	1,500円	150円	2,250円	225円	750円	75円

- ① やむを得ない事情があり、且つ利用者の同意を得て2人で訪問した場合、2人分の料金となります。
- ② 実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、片道1kmあたり25円の実費が必要となります。

### 6. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者様へ様態の変化等があった場合、ご家族又は緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に救急車を要請する等措置を講じます。

### 7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）・利用者のご家族・居宅介護支援事業所に連絡して必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

### 8. サービス内容に関する相談・苦情

（受付：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることもできます。）

管 理 者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	第 三 者 委 員		山田 義忠	0244-42-0198
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者	渡邊志津子	0244-42-1700	井上 千枝	0244-42-0791	渡邊 守男	0244-43-2377
苦情解決責任者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	佐藤 正幸	0244-43-2403	森 ヒデヨ	0244-42-0315

(1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会いの要否について伺います。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口

飯舘村役場 保健福祉課 （電話 0244-42-1620）

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ステーションへご連絡下さい。 TEL 0244-42-1700